

最高裁秘書第868号

令和8年3月16日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和8年3月9日に答申（令和7年度（最情）答申第69号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和7年度（最情）諮問第24号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03・(4233) 5249（直通）

諮問日：令和7年9月11日（令和7年度（最情）諮問第24号）

答申日：令和8年3月9日（令和7年度（最情）答申第69号）

件名：特定日現在の女性裁判官の人数を調査した際に作成し、又は取得した文書の開示判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「令和6年12月1日現在の女性裁判官の人数を調査した際に作成し、又は取得した文書（内閣府男女共同参画局に提出した文書のうち、「令和7年度女性の政策・方針決定参画状況調べ」として公表される文書は除く。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載1の文書を対象文書として特定してこれを開示し、別紙記載2の文書の抜粋部分（以下別紙記載1の文書と併せて「本件対象文書」という。）に係る情報を提供した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年6月9日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書以外にも本件開示申出文書に該当する司法行政文書が存在すると思われる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所において本件開示申出文書を探索したところ、原判断により開示した本件対象文書以外には存在しなかった。
- 2 これに対し、苦情申出人は、本件対象文書以外にも本件開示申出文書に該当

する司法行政文書が存在すると思われる旨を主張する。

しかしながら、最高裁判所においては、本件開示申出文書について、本件対象文書以外の司法行政文書を作成又は取得する定めはなく、事務処理上作成又は取得する必要もない。念のため、本件開示申出を受けて本件対象文書以外の司法行政文書についても探索したが、存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年9月11日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和8年1月16日 審議
- ④ 同年2月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を探索したが、本件対象文書以外には存在しなかったこと、本件対象文書以外の司法行政文書を作成又は取得する定めはなく、事務処理上作成又は取得する必要もないことを説明する。最高裁判所における事務処理上、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を作成又は取得することが必要になるとは認められず、上記説明に特段不合理な点はない。そのほかに、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。
- 2 以上のとおり、原判断については、本件対象文書以外に本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委員 川 神 裕

別紙

- 1 裁判所職員（裁判官を含む。）の年齢階層・男女別在職状況
- 2 「裁判所職員の定員に関する根拠法令〈現行〉」から始まる書面（抜粋）